

# 知事提出議案の否決・修正議決事例一覧

(平成 11 年改選以降～令和 6 年 2 月定例会まで)

番号	条例名	議決結果	修正・否決の主な内容・理由等	発議した委員会	採決定例会(提案定例会)
1	鳥取県職員の倫理の保持に関する条例の設定について	否決	提案条例の内容が服務規程の範疇にあり、服務規程の改正で処理することが望ましいこと、県民と職員との信頼関係に重大な影響を与え、かつ県民の活動にも影響を及ぼすおそれがあるため。	総務教育 常任委員会	H12. 9 月 (〃)
2	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に設定について	修正議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護に関して基本方針を定める場合は議会の議決を経ること。</li> <li>・種の指定に関しては議会の議決を経るとともに、指定の際の意見書の提出期間を利害関係者の意見を十分に取り入れるため延長。</li> <li>・土地所有者が特定希少野生動植物の保護に留意することの義務づけを削除(県民の責務で同趣旨の内容があるため)。</li> <li>・取締役に関する規定の削除(職員に関することのため)。</li> <li>・推進員の任命に係る議会への報告。外</li> </ul>	教育民生 常任委員会	H13. 12 月 (〃)
3	平成 14 年度鳥取県一般会計予算	修正議決	議員提出議案の特別職の給与のカットに伴って生じた年間 2,600 万円余りを臨時雇用調整基金に積むことの予算の修正。	総務警察 常任委員会、 経済産業常任委員会	H14. 2 月 (〃)
4	鳥取県情報公開条例の一部改正について	修正議決	情報公開に係る非開示の対象に、「小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が 10 人以下の学級に係るもの」を追加 (教育上の配慮から個人が類推されるのを避けるため)	総務警察 常任委員会	H15. 6 月 (〃)
5	平成 15 年度鳥取県一般会計補正予算	修正議決	文化芸術振興基金設置事業として 3 億円の基金設置の提案に対し、現在の財政事情を考慮し、その都度予算措置を講ずれば目的は達し得るため、基金の設置は認められないとして減額の修正。	総務警察 常任委員会、 企画土木常任委員会	H15. 9 月 (〃)
6	鳥取県文化芸術振興条例の設定について	修正議決	上記理由により、文化芸術振興基金の設置、管理に関する部分の条文の削除。	企画土木 常任委員会	H15. 9 月 (〃)
7	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正について	否決	地域全体として会議室が足りない状況で、公共の施設の利用者を特定することは、県民に不利益を生じさせることとなるため。	企画土木 常任委員会	H15. 12 月 (H15. 9 月)

番号	条例名	議決結果	修正・否決の主な内容・理由等	発議した委員会	採決定例会(提案定例会)
8	鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例の設定について	修正議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングストップの主体に関して、第8条に自動車以外の機械等という表現で鉄道車両、飛行機、船舶等が包括して記載され、その内容は規則に委任することと提案されており、その条文を削除。</li> <li>・鉄道車両、飛行機、船舶等のアイドリングの実態やアイドリングストップの効果の研究、調査が不十分であり、県民、事業者の理解、意識の高揚を高める段階に至っているとは考えられないこと、また、県民の生活、事業活動に密接にかかわる部分を議会の審査を経ないで規則で決めていくことには疑義を生じるため。</li> </ul>	教育民生 常任委員会	H16. 9月 (〃)
9	平成17年度鳥取県一般会計予算	修正議決	県議会議員の報酬及び期末手当に関して、最近の本県経済、雇用情勢及び県の財政状況の危機的状況を考慮して、引き続き3年間減額をする議員提出議案(条例)を提出、可決したことに伴う予算の減額修正。	総務警察 常任委員会	H17. 2月 (〃)
10	特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について	修正議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応招旅費に関して、執行部提案の一律2,000円の支給は根拠が不明確であり、昨今の社会情勢を考慮し、透明性をより確保するため削除。</li> <li>・応招旅費は旅費と宿泊費のみとし、支給額は実費で支給。</li> <li>・応招旅費の支給に関して、議会としての自主性、独立性を保つため、必要な事項は議長が別に定める。 外</li> </ul>	総務警察 常任委員会	H17. 2月 (〃)
11	鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の設定について	修正議決	石綿含有材料等の廃棄に係る処分が終了する都度、当該処分の状況に関する報告書を作成し、知事に提出することを義務づける規定を追加。	教育民生 常任委員会	H17. 9月 (〃)
12	平成19年度鳥取県一般会計予算	修正議決	「鳥取県税条例の一部改正」案を修正議決(自動車税等の改定の適用を一年延期)したことに伴う歳入予算の組み替え。	総務警察 常任委員会	H19. 2月 (〃)
13	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の設定について	修正議決	議員の給与等に関する部分については、別に条例を議員提案することにより削除。	総務警察 常任委員会	H19. 2月 (〃)
14	鳥取県税条例の一部改正について	修正議決	社会福祉サービスの事業主体や自動車教習所についての自動車税及び自動車取得税の課税免除制度の見直しについて、周知期間を十分とる必要があることから適用を一年延期することとした。	総務警察 常任委員会	H19. 2月 (〃)

番号	条例名	議決結果	修正・否決の主な内容・理由等	発議した委員会	採決定例会(提案定例会)
15	第2次鳥取県男女共同参画計画の策定について	修正議決	より分かりやすい表現にするため文言整理を行った。	企画土木 常任委員会	H19. 2月 (〃)
16	美しい鳥取砂丘を守り育てる条例の設定について	修正議決	条例名を「美しい鳥取砂丘」から「日本一の鳥取砂丘」に、禁止行為等に対する罰則を「30万円以下の罰金」から「5万円以下の過料」にそれぞれ修正。	教育民生 常任委員会	H20. 9月 (〃)
17	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正について	否決	倉吉未来中心の指定管理者の選定方法を指名指定から公募に変更することについて、検討が十分にされたとは言いがたいため。	企画土木 常任委員会	H20. 9月 (〃)
18	平成23年度鳥取県一般会計補正予算	修正議決	施設の周辺に新たな集客施設が開設したことから、指定管理者選定にあたっての前提条件が大きく変わる可能性があり、指定管理者制度導入の時期、内容、条件等を再検討する必要があると考えられるため。	総務教育 常任委員会 農林水産 商工常任 委員会	H23. 6月 (〃)
19	鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	否決	同上	農林水産 商工常任 委員会	H23. 6月 (〃)
20	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について	修正議決	保育士等修学資金の貸付けを受けた者が債務の全部免除を受ける条件に「知事が認める施設」を追加し、修正。	福祉生活 病院常任 委員会	H25. 2月 (〃)
21	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例	修正議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスター発生施設を公表する知事の権限について、本条例を根拠規定とする原案に対し、感染症予防法第16条の規定による公表とみなし、同条の規定を適用する修正。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を講じないクラスター発生施設に対する知事の権限について、当該施設の閉鎖を指示(行政処分)できるとする原案に対し、当該施設の使用停止を勧告(行政指導)できるとする修正。</li> <li>・クラスター発生施設の講ずべき感染拡大防止措置について、感染症予防法に基づく措置との関連を明示し、同法に基づく積極的疫学調査に協力する義務を追加する修正。</li> <li>・事業者の講ずべきクラスター対策に関わる知事の権限行使に当たり、特段の判断基準を示さない原案に対し、県内の関係団体が採用する業種・施設別の感染拡大予防ガイドラインを参酌するものとする修正。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症を理由</li> </ul>	福祉生活 病院常任 委員会	R2. 8月 臨時会 (〃)

番号	条例名	議決結果	修正・否決の主な内容・理由等	発議した委員会	採決定例会 (提案定例会)
			とする不当な差別的取扱いを禁止する規定を追加。		